

(仮称) みやざきこどもセンター 基本構想

令和6年7月
宮崎市

目 次

第1章 基本構想の策定

1	基本構想の目的	2
2	国の動向と児童福祉法等の改正	2
3	関連計画との整合性	4

第2章 子どもたちを取り巻く現状と課題

1	全国における現状と課題	5
2	宮崎県における現状と課題	6

第3章 宮崎市でのこれまでの取り組みと課題

1	宮崎市における児童虐待の現状	9
2	宮崎市におけるこれまでの取り組み	10
3	宮崎市における課題	12

第4章 (仮称) みやざきこどもセンター

1	基本理念	16
2	基本方針	16
3	組織体制	17
4	職員体制	18
5	各機能の概要	21
	(1) こども家庭センター	21
	(2) 児童相談所・一時保護施設	22
	(3) 地域子育て支援センター	24
	(4) ファミリー・サポート・センター	24
	(5) 教育相談センター	24
6	今後取り組む必要があること	25
7	各機能で必要な主な部屋	27
8	建設候補地について	33
9	想定建設工事費について	37

第5章 開設に向けた業務

1	今後のスケジュール	38
2	移譲される業務	39

第6章 市民の皆さまから寄せられたご意見

第1章 基本構想の策定

1 基本構想の目的

全国的に少子化や核家族化が進む中、児童相談所及び市町村における児童虐待相談対応件数は増加を続け、痛ましい死亡事例も後を絶ちません。加えて、複雑多様化する社会の中で、家庭が抱える子育てに関する困難や課題も複雑化・深刻化しており、より専門的できめ細やかな対応が求められているところです。

この基本構想は、すべての子どもたちが心身ともに健康に安心して生活し、持てる力を十分に発揮できるよう、子どもたちやその家庭を支援することを目的として、本市が独自の「(仮称) みやざきこどもセンター」を設置するための基本的な考え方を示すものです。

2 国の動向と児童福祉法等の改正

児童虐待の防止については、平成12年11月の児童虐待の防止等に関する法律の施行以来、様々な施策の推進が図られてきたところですが、子どもの生命が奪われるなどの重大な児童虐待事件が後を絶たず、児童虐待問題は、依然として早急に取り組むべき社会の課題であるとして、平成16年に児童福祉法の改正がなされました。改正法の中では、虐待相談対応の通告先に市町村が追加されたこと、市町村要保護児童対策地域協議会の設置が努力義務化されたこと、中核市において児童相談所の設置が可能になったことが規定されました。

さらに、平成28年の児童福祉法の改正においては、特別区においても児童相談所の設置ができることが明記されたため、多くの中核市・特別区において設置に向けた検討や取り組みがなされています。

また、この改正法では、「全ての児童は、適切に養育され、生活を保障され、愛され、保護され、心身の健やかな成長・発達や自立が図られる権利を有する権利の主体であること」「全ての子どもは、家庭において養育されること（家庭養育優先の原則）」等が明記され、平成29年に国の検討会において「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられました。

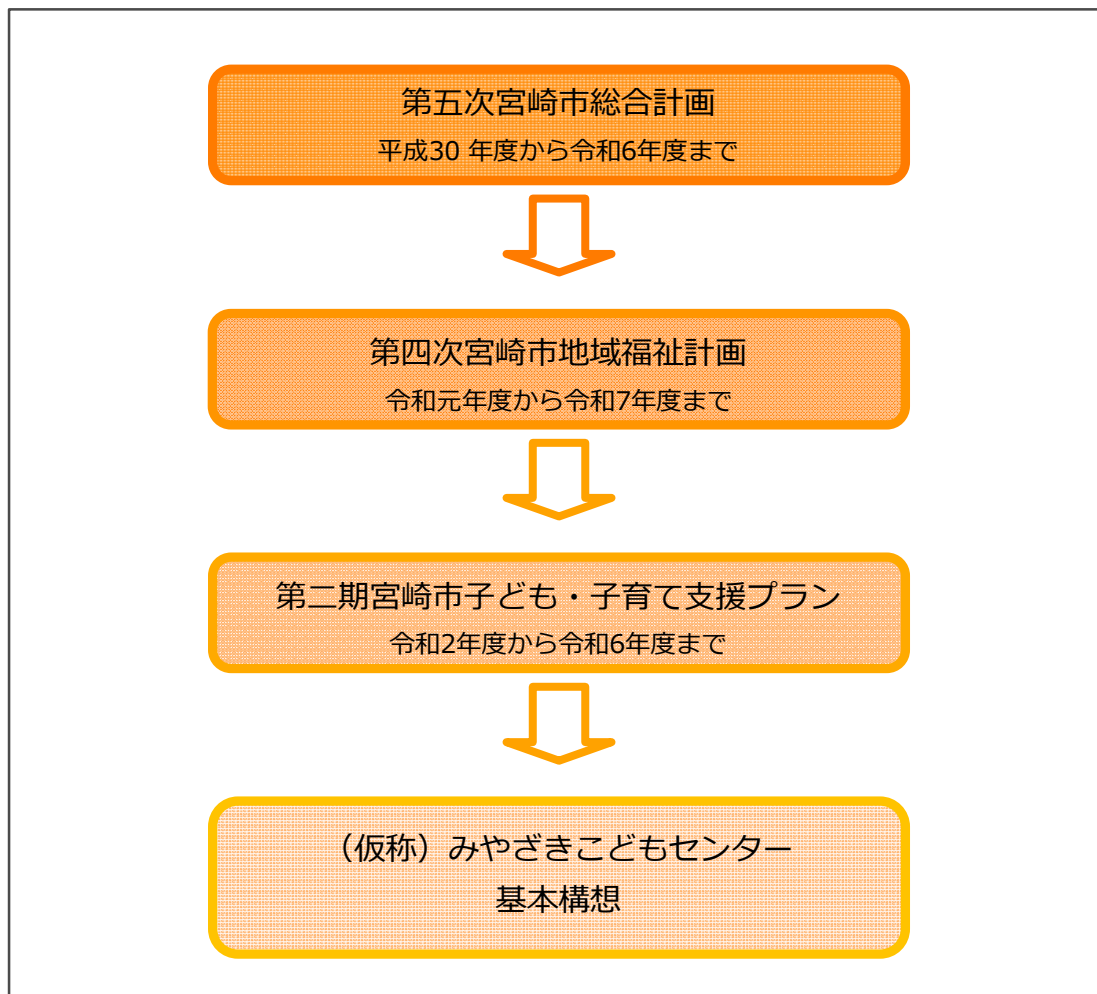
このような社会情勢の変化を踏まえ、本市では、子どもの権利擁護を土台として、これまで以上に専門的かつ包括的な子ども・子育て全般に対する相談支援体制の構築を目指し、児童相談所を含む「(仮称) みやざきこどもセンター」の設置に向けた検討を進めています。

○ 法改正等の経緯

年	法改正	法改正の内容
平成 12 年	児童虐待の防止等に関する法律（児童虐待防止法）成立	・児童虐待の定義（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ・住民の通告義務等
平成 16 年	児童虐待防止法・児童福祉法の改正	・児童虐待の定義の見直し（同居人による虐待を放置すること等も対象） ・市町村の役割の明確化（相談対応を明確化し虐待通告先に追加） ・中核市程度の人口規模（30 万人以上）を有する市を念頭に政令で指定する市についても児童相談所の設置が可能 ・要保護児童対策地域協議会の法定化 等
平成 28 年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	・児童福祉法の理念の明確化 ・市町村及び児童相談所の体制の強化 ・母子健康包括支援センター（子育て世代包括支援センター）の全国展開 等
平成 29 年	児童福祉法・児童虐待防止法の改正	・虐待を受けている児童等の保護者に対する指導への司法関与 等
平成 29 年 8 月	新しい社会的養育ビジョン	・身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューの充実 ・児童相談所が行う里親制度に関する包括的業務（フォスタリング業務）の強化 等
平成 29 年 12 月	児童虐待防止対策体制総合強化プラン（新プラン）	・児童相談所の体制強化、市町村の体制強化 等
平成 31 年 3 月	児童虐待防止対策の抜本的強化について	・児童相談件数の急増と深刻な事案等を踏まえ、子どもの権利擁護、児童虐待の発生予防・早期発見、児童虐待発生時の迅速・的確な対応、社会的養育の充実・強化
令和元年 6 月	児童福祉法等の改正	・児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化 令和 2 年 4 月 1 日施行）、児童相談所の体制強化、児童相談所の設置促進 等
令和 4 年 6 月	児童福祉法等の改正	・こども家庭センターの設置や、身近な子育て支援の場における相談機関の整備など子育て世帯に対する包括的な支援のための体制強化及び事業の拡充【令和 6 年 4 月 1 日施行】 ・児童の意見聴取等の仕組みの整備【令和 6 年 4 月 1 日施行】 ・一時保護開始時の判断に関する司法審査の導入【令和 7 年 6 月施行予定】 等
令和 4 年 12 月	新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン	・児童福祉司、児童心理司等の増員 ・児童相談所及び市町村の専門性強化 ・こども家庭センターの全国展開

3 関連計画との整合性

基本構想策定にあたっては、本市のまちづくりの指針を明らかにした「第五次宮崎市総合計画」、地域共生社会の実現を目指す「第四次宮崎市地域福祉計画」、すべての子育て家庭が安心して子どもを産み育て、子どもが健やかに成長できるまちを目指して策定された「子ども・子育て支援プラン」を上位計画としています。本基本構想は、市の児童福祉、子ども・子育てに関する諸計画に定められている基本理念・目標との一体性をはじめ、関連計画との整合性に留意して策定します。

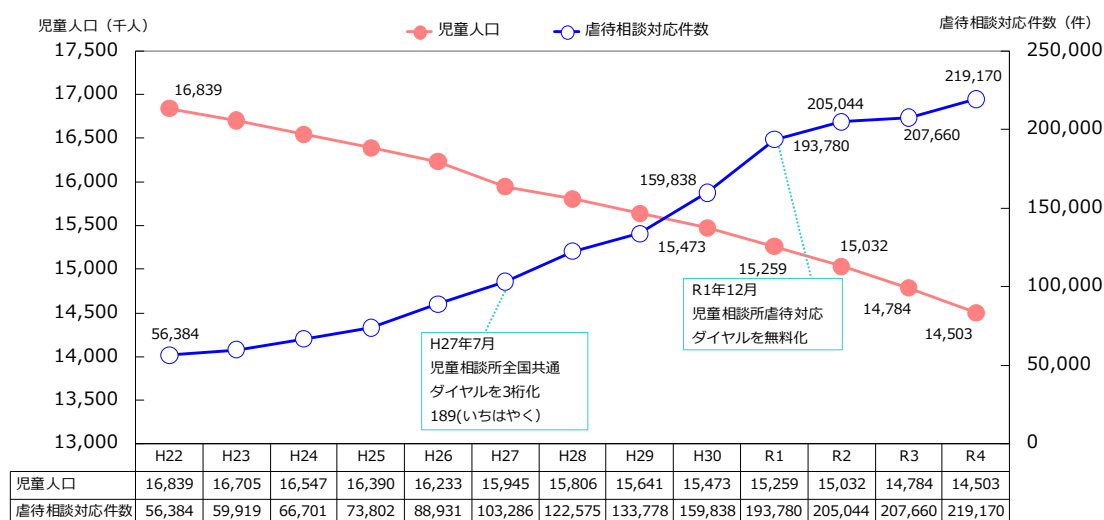


第2章 子どもたちを取り巻く現状と課題

1 全国における現状と課題

全国の総人口は減少傾向にあり、児童人口も減少しているものの、児童相談所における児童虐待相談対応件数は増加の一途をたどっています。

○ 全国の児童人口と虐待相談対応件数の推移



平成16年の児童虐待防止法改正に伴い、養育者とパートナー（配偶者や同居人など）間の暴力を子どもが見聞きすること、いわゆる「面前DV」が心理的虐待に含まれるようになり、警察からの通告が増加したこと、加えて令和元年の児童福祉法改正により、子どもへの体罰の禁止が法定化されたことなどが、相談対応件数の増加の要因として考えられます。

国は平成30年12月に「児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を決定し児童相談所や市町村の体制強化に取り組んできました。しかしながら、依然として重大な児童虐待事件が後を絶たないため、児童虐待防止対策をさらに推進していくことを目標に、令和4年12月15日に「新たな児童虐待防止対策体制総合強化プラン」を策定し、児童虐待防止対策の強化に向け、国・自治体・関係機関が一体となっていけるような取り組みを引き続き強力に進めていくこととしています。

2 宮崎県における現状と課題

(1) 県中央児童相談所の管轄人口について

宮崎市を管轄する県中央児童相談所は、宮崎市のほかに、日南市、西都市、東諸県郡、児湯郡を管轄しており、宮崎県全体のうち、半分以上の管内人口、児童人口を抱えています。

○ 県児童相談所管轄人口の比較（令和4年10月1日現在）

	管内人口 (人)	18歳未満児 童数(人)	管轄区域 (市)	管轄区域 (町)	管轄区域 (村)
中央 児童相談所	567,027	89,551	宮崎市,日南市, 西都市	国富町,綾町,高鍋町, 新富町,木城町, 川南町,都農町	西米良村
都城 児童相談所	268,310	43,629	都城市,小林市, 串間市, えびの市	三股町,高原町	
延岡 児童相談所	216,434	32,556	延岡市,日向市	門川町,美郷町, 高千穂町,日之影町, 五ヶ瀬町	諸塚村, 椎葉村
宮崎県全体	1,051,771	165,736			
(参照) 宮崎市	399,476	64,474			

出典：宮崎県「業務概要（令和5年度作成）」

国の現状と同様に、宮崎県においても児童虐待相談対応件数は年々増加傾向にあり、令和4年度中央児童相談所の虐待相談対応件数は999件となっています。虐待の相談種別では「心理的虐待」が520件と一番多く、次いで「身体的虐待」が281件、「保護の怠慢・拒否（ネグレクト）」が187件、「性的虐待」が11件の順となっています。

○ 虐待の相談種別件数（中央児童相談所管内）

※（ ）内は宮崎市分

身体的虐待	性的虐待	心理的虐待	保護の怠慢・拒否 (ネグレクト)	合計
281 (187)	11 (2)	520 (367)	187 (134)	999 (690)

出典：宮崎県「業務概要（令和5年度作成）」

※虐待の定義

【身体的虐待】殴る、蹴る、タバコの火を押しつけるなど

【性的虐待】子どもへの性的行為、性器や性交をみせるなど

【心理的虐待】言葉によるおどし、兄弟との差別的取扱い、極端な無視、児童の面前でのDVなど

【保護の怠慢・拒否】食事の世話をしない、入浴させない、家に閉じ込めるなど

(2) 一時保護の現状について

一時保護については、国の「一時保護ガイドライン」において、「子どもの最善の利益を守るため、子どもを一時的にその養育環境から離すものであるが、そうした中でも、子どもの権利擁護が図られ、安全・安心な環境で適切なケアが提供されることが重要である」と明記されています。

虐待対応の増加とあいまって、一時保護についても増加傾向にあります。子どもたちが家庭的な環境で安全に安心して生活できるよう、一時保護施設での受入児童数の拡大のみならず、一人一人の子どもの状況に対応した安全確保、個別ケア等が行える環境整備のさらなる強化・充実を図ることが必要とされています。

○ 県中央児童相談所一時保護の受付状況（令和４年度） ※（ ）内は宮崎市分

			0～5歳	6～11歳	12～14歳	15歳以上	合計
所 内 保 護	養護	児童虐待	2 （１）	49 （36）	25 （18）	7 （４）	83 （59）
		その他	0	4 （４）	0	2 （２）	6 （6）
	障がい		0	0	0	0	0
	非行		0	0	5 （２）	0	5 （2）
	育成		0	1 （１）	7 （６）	2	10 （7）
	保健・その他		0	0	0	0	0
	小計		2 （１）	54 （41）	37 （26）	11 （６）	104 （74）
委 託 保 護	養護	児童虐待	75 （48）	48 （28）	17 （15）	6 （３）	146 （94）
		その他	10 （５）	14 （14）	6 （６）	1 （１）	31 （26）
	障がい		0	0	0	0	0
	非行		0	0	2	0	2
	育成		0	1 （１）	4 （２）	1	6 （3）
	保健・その他		0	0	0	0	0
	小計		85 （53）	63 （43）	29 （23）	8 （４）	185 （123）
合計			87 （54）	117 （84）	66 （49）	19 （10）	289 （197）

※前年度末継続保護を含み、年度末継続保護は含まない。

(3) 社会的養護について

宮崎県内には令和 6 年 3 月現在、児童養護施設 10 か所（うち市内 4 か所）、乳児院 2 か所（うち市内 1 か所）、児童自立支援施設 1 か所（市外）、小規模住宅型児童養育施設（ファミリーホーム）3 か所（うち市内 2 か所）、自立援助ホーム 3 か所（うち市内 1 か所）、児童心理治療施設 1 か所（市外）が設置されており、児童相談所において子どもたち一人一人の特性等に配慮しながら各施設や里親への委託を決定しています。

○ 宮崎県の里親等委託率

	令和 4 年度	
		うち宮崎市分
a.里親委託児童数（人）	30	11
b.ファミリーホーム入所児童数（人）	13	3
c.乳児院入所児童（人）	30	15
d.児童養護施設入所児童数（人）	350	104
e.小計（a+b+c+d）	423	133
f.里親等委託率（(a+b) /e）	10.2%	10.5%
（参考）全国の状況（令和 3 年度）	23.5%	－

出典：宮崎県 HP「宮崎県における里親委託推進の取組」

様々な事情により、家庭で生活することができず、公的責任において社会的養育を必要とする子どもたちは、長い間、児童養護施設等で養育されてきましたが、平成 28 年の児童福祉法改正により家庭養育優先の理念などが規定されました。

その後、「家庭養育優先原則」の理念を具体化すべく、国の検討会において「新しい社会的養育ビジョン」がまとめられ、児童相談所が要保護児童の養育環境を決定する際の考え方が明確化されました。

同年、県委託の「里親普及促進センターみやざき」が開設され、里親の資質向上や官民一体となった包括的な里親支援に取り組むチーム養育をコーディネートする業務を新たに行う等、里親養育包括支援機関（フォスタリング機関）として里親等への委託を強力に推進することとしています。

また、令和元年度に宮崎県では「宮崎県社会的養育推進計画」を策定し、「里親等委託の推進」、「特別養子縁組の推進」等について数値目標を設定し、社会的養育の推進を図ることとしています。

第3章 宮崎市でのこれまでの取り組みと課題

1 宮崎市における児童虐待の現状

宮崎市（子ども家庭総合支援拠点）における令和5年度の児童虐待相談対応件数は、620件となっており、前年度比111%となっています。

宮崎県では、令和3年度に県内の市町村と児童相談所が共同のうえ、共通アセスメントシート作成のための検討会を開催し、事案のリスクに応じて主担当機関を明確にしながら、具体的な役割分担を行うためのガイドラインを策定しました。

宮崎市では令和4年度から県中央児童相談所の事案送致を受けており、心理的虐待（暴力の目撃によるもの）が前年度と比較して、2.2倍になっています。

令和4年度の虐待を受けた子どもの年齢構成は、0歳から就学前の乳幼児の割合が約60%、小学生まで含めると全体の約86%を占めており、これらは例年同様の傾向となっています。

○ 児童虐待に関する相談対応件数 (単位：件)

年度	計	身体的虐待	性的虐待	心理的虐待		ネグレクト
				暴言・差別等	暴力の目撃	
R2	458	123	0	68	143	124
R3	413	116	2	57	90	148
R4	558	138	1	60	198	161
R5	620	128	3	99	222	168

○ 被虐待児の年齢構成 (単位：人)

	R2		R3		R4		R5	
3歳未満	122	27%	110	27%	164	29%	151	24%
3歳から就学前	152	33%	132	32%	174	31%	204	33%
小学生	147	32%	121	29%	143	26%	180	29%
中学生	27	6%	38	9%	55	10%	58	10%
高校生他	10	2%	12	3%	22	4%	27	4%
計	458	100%	413	100%	558	100%	620	100%

2 宮崎市におけるこれまでの取り組み

平成 16 年の児童福祉法改正により、市町村の役割の明確化（相談対応の明確化、虐待通告先に追加）や要保護児童対策地域協議会の法定化が示されたため、平成 18 年に関係機関が相互に連携を図り児童虐待等への対応を行うための「宮崎市要保護児童対策地域協議会」を設置しました。

平成 26 年 7 月には、「子育て世代包括支援センター」の前身となる「妊娠出産包括支援事業」をモデル事業として開始しました。さらに、平成 28 年 5 月の児童福祉法改正では、市町村の役割・責務として、子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に実情の把握や専門的な相談対応、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務等を担うための拠点の整備が努力義務になり、令和 4 年 4 月に家庭児童相談室を「子ども家庭総合支援拠点」として位置づけました。

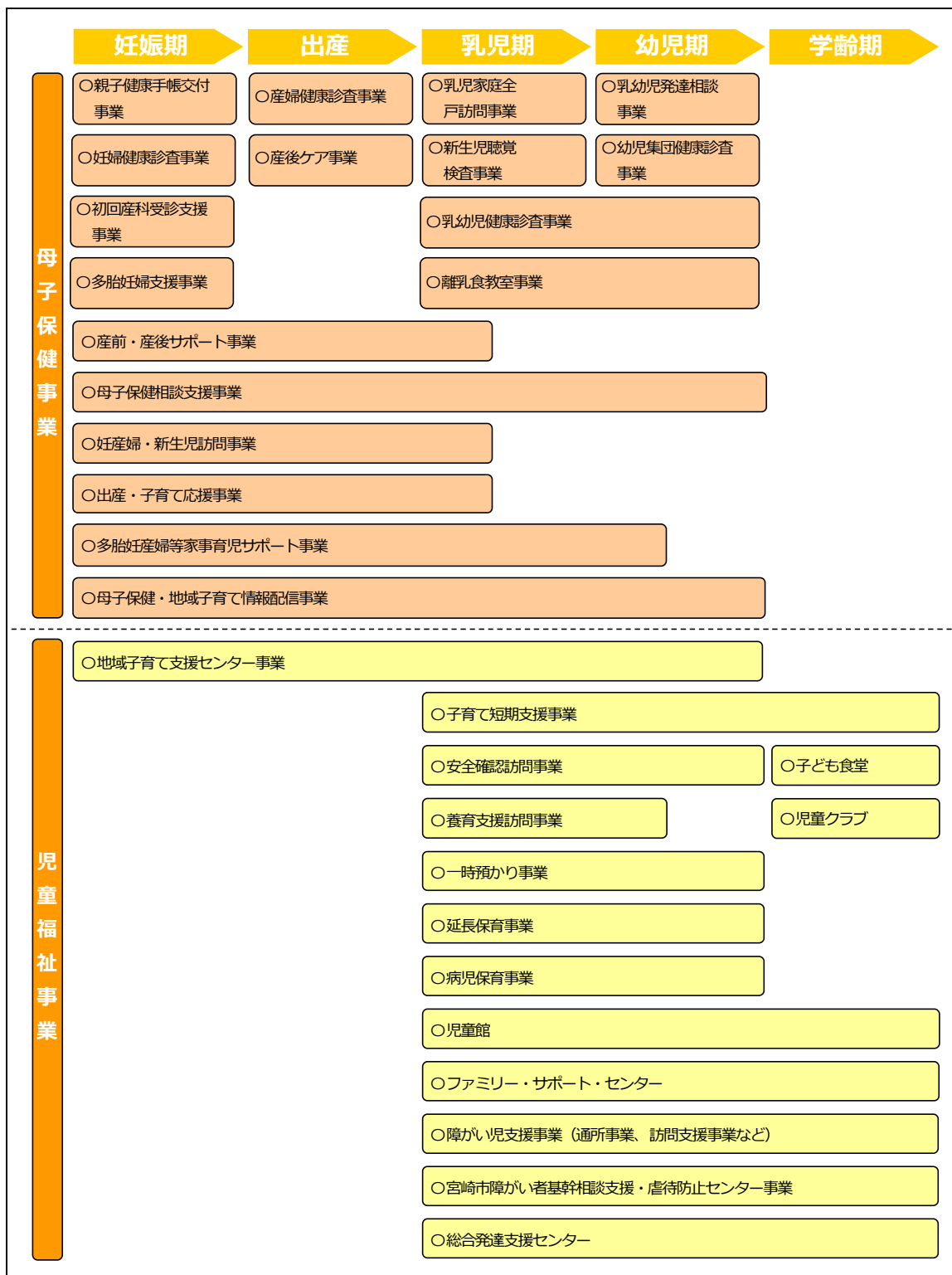
また、令和 4 年 6 月の児童福祉法改正により、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもの包括的な相談支援を行う「こども家庭センター」の設置が努力義務になり、令和 5 年 4 月に「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を集約、令和 6 年 4 月に「こども家庭センター」を設置し、妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、一体的な相談支援を行うとともに、予防的な視点を中心に子育て家庭を包括的かつ継続的に支援する体制を整備しました。

○ 経過

年	事 項
平成 18 年	・ 宮崎市要保護児童対策地域協議会設置
平成 26 年	・ 「子育て世代包括支援センター」の前身となる「妊娠出産包括支援事業」をモデル事業として開始
令和 4 年	・ 4 月に「子ども家庭総合支援拠点」を設置
令和 5 年	・ 3 月に児童相談所の設置を発表 ・ 4 月に「子ども家庭総合支援拠点」と「子育て世代包括支援センター」を集約し、「子ども家庭支援課」を新設 ・ 7 月に子ども家庭支援課内に「児童相談所設置準備室」を設置
令和 6 年	・ 4 月に「こども家庭センター」を設置 ・ 4 月に児童相談所を含む（仮称）みやざきこどもセンターの建設候補地を発表

○ 母子保健事業及び児童福祉事業の主な取り組み

母子保健事業及び児童福祉事業について、各ステージごとの主な取り組みは次のとおりです。



3 宮崎市における課題

課題① 相談・支援窓口の複雑化

妊産婦や子育て世帯及び子ども等を取り巻く環境は複雑化しており、それぞれが抱える課題も多様化・複雑化しています。

宮崎市におけるこれまでの取り組みについては、前述していますが、家庭の状況や相談内容、年齢等によって相談先や支援の提供先が複数の関係部署に分かれており、複雑になっています。

相談者がたらいまわしにならないよう、こども家庭センターが「わかりやすい相談先」となり、相談者が抱える課題を丁寧に傾聴し、適切な相談先や必要なサービスと有機的につないでいくソーシャルワークを中心とした機能を担うため、「こども家庭センター」のさらなる体制強化が必要になります。

各部署が対応する中で、支援の必要な子どもが抜け落ちないようにするとともに、各部署との連絡調整等において、必要以上に時間を要することがないように、さらなる連携強化の仕組みを整備する必要があります。

課題② 「市」と「県中央児童相談所」の二層構造

県中央児童相談所における児童虐待相談対応件数は年度によって若干の増減はあるものの、ほぼ右肩上がりに推移しており、宮崎市においても同様の傾向が見られます。また併せて相談内容の複雑化・多様化により支援期間の長期化や一度終結したケースの再発も多数見受けられる状況です。

平成 16 年の児童福祉法改正により、市が児童虐待の通告先に追加されたことから、「市」と「県中央児童相談所」が二層で対応する仕組みとなっています。まず最初に通告を受けた機関が必要な調査を行い、緊急性を判断し、子どもの安全確認等を行います。その中で、必要に応じて市と県中央児童相談所が連携を図りながら対応しています。

宮崎市では「児童虐待防止体制の充実に向けた市町村と児童相談所間の役割分担ガイドライン」に基づき、役割分担を行いながら対応しているところです。

しかしこのような二層構造の仕組みには次のような課題があります。

- i 市と県中央児童相談所間で役割分担をしても、相談や通告をする市民や関係機関にとっては、それぞれの役割が分かりにくく、どちらに連絡をすれば良いのか悩むことがあります。
- ii 市が対応しているケースにおいて、継続支援をする中で、重症度が高まり一時保護が必要だと判断した場合、市には一時保護の権限がないため、一時保護の権限を持つ県中央児童相談所に相談することになります。

課題③ 障がい児への支援

市では、乳幼児健康診査等を通して子どもの発育・発達の状況を確認しながら、必要に応じて、宮崎市総合発達支援センター等への受診を勧めるなど継続的な関わりを行っています。

保護者に丁寧に寄り添うことで、「なんとなく発達が気になる」というような漠然とした保護者の「気づき」や「不安」をキャッチすることができ、早い段階で丁寧な支援の必要性を伝え、専門機関への相談に繋げることができます。

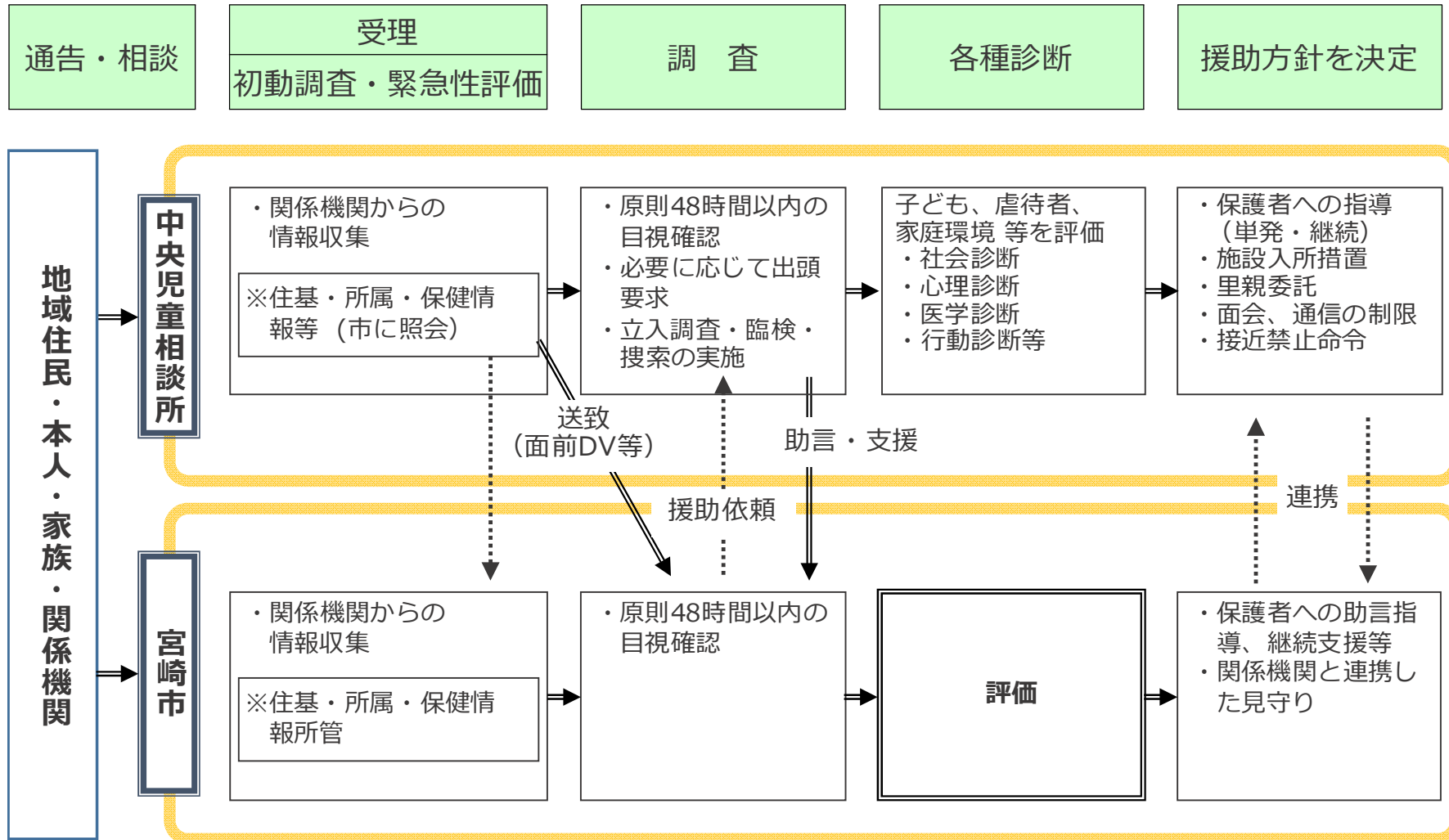
児童相談所の設置にあたっては、市において、新たに療育手帳の判定等を行うことになるため、障がい相談に対応できる体制の整備を行うとともに、医療機関との連携も重要になります。

療育手帳所持者（18歳未満）の状況

程度	年度推移			
	R1	R2	R3	R4
A（重度）	280	295	285	279
B 1（中度）	168	161	162	178
B 2（軽度）	456	470	480	457
合計	904	926	927	914

○ 通告等の流れ（現状）

市と児童相談所が通告・相談を受けた場合の現在のフローは次のとおりです。



第4章 （仮称）みやざきこどもセンター

本市が（仮称）みやざきこどもセンターを設置する目的は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮することができるように、子ども及びその家庭等を支援していくことにあります。

児童相談所・一時保護施設を併設することにより、起こってしまった児童虐待に対しては、迅速かつ専門的に対応できるようになることが期待されますが、それで全てが解決するわけではありません。

前述のことに加え、児童虐待の未然防止、再発防止の取り組みの強化が必要です。

そのためには、中核市として従来から取り組んできた母子保健分野における支援業務の充実や、要保護児童対策地域協議会をはじめとする児童福祉分野における関係機関との連携強化を進めることが不可欠であり、これらを実現していくためにも「こども家庭センター」としての機能を十分に発揮する必要があります。

併せて、子育てについての困り事を抱える保護者等が、気軽に相談できる雰囲気や仕組みづくり、子どもを地域全体で育む意識の醸成なども大切です。

本市は、子どもを支える様々な関係機関や団体と連携しつつ、子どもやその家庭に対して切れ目のない支援を行うための総合支援拠点として、（仮称）みやざきこどもセンターを設置します。

(仮称) みやざきこどもセンターの基本理念・基本方針を次のとおり掲げます。

1 基本理念

- (1) 子どもの安全・安心を最優先に考えます。
- (2) 子どもと家族が笑顔で過ごせるように一緒に考え、応援します。
- (3) 子どもが自分の力を信じ、自分らしく生きることができる取り組みを進めます。

2 基本方針

- ①子どもの命を守るためには躊躇なく決断し、行動します。
- ②地域全体で子どもと家族を支える環境を整えます。
- ③妊娠期からの切れ目のない支援を通して、妊娠・子育ての不安に寄り添い、子育て中の家庭を孤立させない取り組みを進めます。
- ④市民にとって相談しやすく、子どもや家族に頼りたいと思ってもらえるような身近な総合支援拠点を目指します。
- ⑤子ども自身の想いや意見を表明できる環境を整え、子どもの声に向き合い支援につなげます。
- ⑥子どもが家庭的な環境において、安心して暮らしていけるように、里親等を含めた社会的養育の推進を図ります。

3 組織体制

(仮称) みやざきこどもセンターでは、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する相談支援を一元的に取り組むため、「児童相談所」と「こども家庭センター」を支援体制の両輪とし、迅速かつ適切な支援を提供できるようにする必要があります。

そのために、(仮称) みやざきこどもセンター内で調査、アセスメント、支援計画の作成等、支援及び指導等について役割分担をしながら、(仮称) みやざきこどもセンターの基本方針に従い一貫した支援を継続的に提供していきます。

これらのことを実現していくために、下記の組織体制を想定しています。人的配置などを含めた詳細は、今後、基本計画の中で具体的に決めていきます。



※令和6年6月現在

4 職員体制

(1) こども家庭センター

こども家庭センターの配置基準については、令和6年3月にこども家庭庁より発出された「こども家庭センターガイドライン」で定める母子保健機能及び児童福祉機能の基準に従い、適切な運営のための人員配置を行っていきます。

【母子保健機能】【参考：42人（会計年度任用職員含む）令和6年4月1日現在】

※国が配置基準を示しているが、業務量に応じた十分な体制の確保が必要。

職 種	配置基準
保健師	1人以上
専門職（社会福祉士、精神保健福祉士、その他の専門職）	1人以上
利用者支援専門員	1人以上

【児童福祉機能】【参考：20人（会計年度任用職員含む）令和6年4月1日現在】

児童人口がおおむね2.7万人以上7.2万人未満（人口約17万人以上約45万人未満）

職種	配置基準	資格等
子ども家庭支援員	常時3人（1人は非常勤形態でも可）	こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等
心理担当支援員	常時1人（非常勤形態でも可）	公認心理師、大学や大学院において、心理学を専修する学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した者等
虐待対応専門員	常時2人（非常勤形態でも可）	こども家庭ソーシャルワーカー、社会福祉士、精神保健福祉士、保健師等
安全確認対応職員	必要に応じて	－
事務処理対応職員	必要に応じて	－

※虐待対応専門員の上乗せ配置の算定式

$$\left\{ \left[\begin{array}{c} \text{各市区町村の児童} \\ \text{虐待相談対応件数} \end{array} \right] - \left[\begin{array}{c} \text{各市区町村管轄地} \\ \text{域の児童人口} \end{array} \right] \times \frac{\text{全国の児童虐待相談対応件数}}{\text{全国の児童人口}} \right\} \div 40$$

（２）児童相談所・一時保護施設

児童相談所及び一時保護施設の配置基準については、児童福祉法及びその関係法令、児童相談所運営指針、一時保護施設の設備及び運営に関する基準等に定められている基準に従い、計画的に必要な人材を確保していきます。

○ 児童相談所の配置基準【想定：52人以上】

職種	配置基準	資格等
児相福祉司 スーパーバイザー (4人程度想定)	児童福祉司 5人につき 1人	・ 児童福祉司としておおむね 5年以上勤務し、研修を修了した者 ・ こども家庭ソーシャルワーカーとして一定の基準を満たした者の場合、児童福祉司としておおむね 3年以上勤務した者
児童福祉司 (20人程度想定)	人口 3万人に 1人以上 + 児童虐待相談対応件数に応じて加算 + 里親養育支援児童福祉司	社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、保育士等の一定の資格を有し、講習修了の要件を満たす者等
児童心理司 (11人程度想定)	児童福祉司 2人につき 1人以上	公認心理師、大学において心理学を専修する学科等の課程を修めて卒業した者
児童心理司 スーパーバイザー	1人以上	児童心理司として 10年程度の経験を有する者
医師	1人以上	－
保健師	1人以上	－
弁護士	常時、助言又は指導が受けられる配置又はそれに準ずる配置	－
その他(受付、一般事務など)	必要に応じて	－

※児童福祉司の上乗せ配置の算定式

$$\left\{ \left(\begin{array}{c} \text{児童相談所における} \\ \text{児童虐待相談対} \\ \text{応件数} \end{array} \right) - \left(\begin{array}{c} \text{児童相談所の管轄} \\ \text{区域の人口} \end{array} \right) \times 0.001 \right\} \div 40$$

○ 一時保護施設の配置基準【想定：28人以上】

※一時保護施設の定員16人想定、詳細はP28を参照

職種	配置基準	資格等
管理者	—	
指導教育担当職員	—	児童福祉相談援助業務におおむね 5 年以上従事
児童指導員・保育士 (16 人程度想定)	満 2 歳に満たない幼児…おおむね 1.6 人につき 1 人以上 満 2 歳以上満 3 歳に満たない幼児…おおむね 2 人につき 1 人以上 満 3 歳以上の児童…おおむね 3 人につき 1 人以上	児童指導員は、一時保護施設の設備及び運営に関する基準第 21 条に規定する者
看護師	—	
個別対応職員 (1 人程度想定)	定員 10 人以下の一時保護施設を除く。	
心理療法担当職員 (2 人程度想定)	おおむね 10 人につき 1 人以上	大学又は大学院において心理学を専修する学科等の課程を収めて卒業した者であつて、個人及び集団心理療法の技術を有する者
学習指導員	学習指導を委託する場合を除く。配置する場合は定員に応じて。	小学校、中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者
栄養士	定員 40 人以下の一時保護施設を除く。	
調理員	調理業務を全部委託する場合を除く。	
嘱託医	—	

(夜間の職員配置)

夜間の時間帯の定義は、一時保護ガイドラインによると、児童の就寝時刻から翌朝の起床時刻の間を原則とするものであり、各一時保護施設・地域におけるこれらの時刻の設定状況等を踏まえて、各自治体の実情に応じた夜間の職員配置を行うこととなっています。

ユニットを整備する場合	ユニットを整備しない場合
1 ユニットごとに職員 1 人以上	職員 2 人以上

5 各機能の概要

(1) こども家庭センター

すべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対して、「児童福祉（子ども家庭総合支援拠点）」と「母子保健（子育て世代包括支援センター）」の両機能が一体的に相談支援を行う機能を有する機関。

① こども家庭センターの主な業務の概要

地域のすべての妊産婦、子育て世帯、子どもに対する支援業務

- ・ 状況・実情の把握
- ・ 母子保健・児童福祉に係る情報の提供
- ・ 相談等への対応、必要な連絡調整
- ・ 健診等の母子保健事業 等

支援が必要な妊産婦、子育て世帯、子どもへの支援業務

- ・ 相談、通告の受付等
- ・ 支援対象者（妊産婦、子育て世帯、子ども）との関係構築
- ・ 合同ケース会議の開催
- ・ サポートプラン（又は支援計画等）の策定、評価、更新等
- ・ サポートプラン（又は支援計画等）に基づく支援 等

地域における体制づくり

- ・ 地域全体のニーズ・既存の地域資源の把握
- ・ 新たな担い手の発掘・養成、地域資源の開拓
- ・ 関係機関間の連携の強化 等

上記と併せて行うことが望ましい業務

- ・ 要保護児童対策地域協議会の調整機関としての業務
- ・ 地域子育て相談機関の整備に係る業務
- ・ 家庭支援事業の利用勧奨・措置に係る業務
- ・ 在宅指導措置の受託に係る業務

(2) 児童相談所・一時保護施設

児童相談所は、すべての子どもが心身ともに健やかに育ち、その持てる力を最大限に発揮できるように家族等を援助し、ともに考え、問題を解決していく専門の相談機関です。子どもに関する相談であれば、児童福祉司、児童心理司、医師や弁護士などの専門の職員が対応します。

また、一時保護施設は、家庭での虐待等で子どもの心身に問題が見られた場合、また保護者の死亡・家出といった問題等で保護が必要となった場合に、一時的に子どもを預かる施設です。

①児童相談所の基本的機能と相談内容

相談機能	子どもに関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものについて、必要に応じて子どもの家庭、地域状況、生活歴や発達、性格、行動等について専門的な角度から総合的に調査、診断、判定（総合診断）し、それに基づいて援助指針を定め、自ら又は関係機関等を活用し一貫した子どもの援助を行う。
養護相談	保護者の病気、死亡、家出、離婚などにより子どもを養育できないなどの相談
障害相談	子どもの発達上の問題や心身の障害などに関する相談
非行相談	子どもの家出、窃盗、乱暴、性非行などに関する相談
育成相談	子どもの性格行動、しつけ、適性、不登校などに関する相談
保健相談	低出生体重児、虚弱児、内部機能障害、小児喘息、その他の疾患などに関する相談
その他の相談	里親希望に関する相談、養子縁組に関する相談、夫婦関係等についての相談など
一時保護機能	必要に応じて子どもを家庭から離して一時保護する機能
措置機能	子ども又はその保護者を児童福祉司等に指導させるほか、子どもを里親等に委託し、又は児童福祉施設等に入所させる等の機能

出典：「児童相談所運営指針」

②一時保護施設の機能

目 的	○子どもの安全の迅速な確保、適切な保護 ○子どもの心身の状況、置かれている環境などの状況を把握
あり方	○子どもの安全確保やアセスメントが必要な場合に行うものであり、その期間中に、生活場面で子どもと関わり寄り添うとともに、関係機関と連携しながら子どもや家族に対する支援内容を検討し方針を定める期間。 ○一方で子どもの安全確保のため必要と認められる場合には、子どもや保護者の同意を得なくても一時保護を行う。子どもの安全確保が必要な場面であれば、一時保護を躊躇なく行うべき。
機 能	▶緊急保護 ○棄児、迷子、家出した子どもなど現に適当な保護者又は宿所がない場合 ○虐待等の理由によりその子どもを家庭から一時引き離す必要がある場合 ○子どもの行動が自己又は他人の生命、身体、財産に危害を及ぼす若しくはそのおそれがある場合 ○一定の重大事件に係る触法少年と思料すること等のため警察から送致のあった子どもを保護する場合 ▶アセスメントのための一時保護 ○適切かつ具体的な援助指針（援助方針）を定めるために、一時保護による十分な行動観察等の実施を含む総合的なアセスメントを行う必要がある場合
判 断	○子どもの最善の利益を最優先に考慮
実施場所	○市が設置する一時保護施設 ○児童福祉施設、里親、警察署など（委託一時保護）
実施の決定権者	○児童相談所長 ○児童相談所設置市の長

（３）地域子育て支援センター

小学校就学前の子どもと保護者、妊婦等を対象とした施設。宮崎市内に 35 か所開設しており、そのうちの 1 つが（仮称）みやざきこどもセンターに附帯する予定です。地域子育て支援センターで相談対応した家庭に対して、必要に応じてそのまま専門的な相談や支援につなげることができ、保護者の相談意欲の低下防止や児童虐待の未然防止を行います。附帯することで、より緊密な連携を図ることができるようになります。

主な業務内容・・・プレイルールの開放、育児相談、子育てや子育て支援に関する情報の提供や講座・講習、一時預かり事業（有料・日中）

（４）ファミリー・サポート・センター

育児の手助けを受けたい人と、育児の協力を行いたい人からなる会員組織で、0 歳以上 12 歳（小学生）までの子どもがいる人が依頼することができます。保護者が仕事や通院などで子どもの世話や保育園等の送迎ができない時、子どもを一時的に預けたい時などに利用できるサービスです（有料）。附帯することで、相談窓口で把握した支援が必要な家庭に対して、サービスの利用をスムーズに案内することができます。

主な活動内容・・・保育園・小学校などの送り迎え、保育園・幼稚園等の開始時間前や終了時間後の預かり、一時預かり（冠婚葬祭や買い物・きょうだいの学校行事の際のお預かり）

（５）教育相談センター

宮崎市内の小中学校に通う児童生徒及びその保護者、小学校入学前の子どもがいる保護者を対象にした相談窓口です。様々な悩みや心配ごとの解決法を一緒に考え、相談内容に応じて、学校やスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、特別支援教育相談員等と連携を図りながら支援を行います。附帯することで、必要に応じてそのまま専門的な相談や支援につなぐことができます。

主な相談内容・・・不登校・友人関係・学習・進路など、学校生活上の困りごとや子どもの発達に関する心配ごとに関する相談、小学校の新入学予定者（年長）やその他の幼児で、心身や知的発達等に心配のあるお子さんの就学等についての相談

6 今後取り組む必要があること

(1) 人材の育成と確保

児童相談所には、児童福祉司、児童心理司、医師、保健師、弁護士、児童指導員等の様々な専門職の配置が必要であり、高い専門性とスキルが求められます。

児童相談所の開設にあたり、専門職の確保と育成及び指導教育を行うスーパーバイザーの確保と育成が大きな課題となるため、今後経験者の採用や他自治体への派遣研修を積極的に実施する必要があります。

また、児童虐待相談対応件数の増加に伴い、直接子どもやその保護者等の対応にあたる児童福祉司や児童心理司等の心身への負荷は増大しています。児童相談所職員がメンタルヘルスに不調をきたすことなく、健康に働き続けることができるよう定期的かつ継続的に職員をケアする仕組みづくりや休暇取得、研修受講なども十分に可能となるような人員体制の確保が必要になります。

(2) 夜間の職員体制

一時保護施設に保護された子どもの状態は様々であり、家庭から分離されたことで気持ちが不安定になったり、不穏な状況になったりすることがあります。

そのため、子どもの背景等を踏まえ、一人一人の子どもに合わせた臨機応変な対応が必要です。

一時保護施設の夜間の職員体制は、昼間と比べて少人数（最低基準：夜間職員2人以上、ユニットごとに職員1人以上）になるため、勤務体制を工夫するなどして、可能な限り職員体制を手厚くするとともに、子どもの心理や行動を理解できる専門性を有した職員の配置が必要になります。

また、一時保護施設の職員体制強化に加え、夜間の身柄付通告や児童相談所虐待対応ダイヤル（189）等への対応についても体制の整備が必要になります。

(3) 連携体制・支援体制の強化

宮崎市では、平成18年に宮崎市要保護児童対策地域協議会を設置して以降、関係機関との連携強化を図るため、適宜協議会の構成機関を追加してきました。

児童相談所の設置に向けては、児童養護施設や児童自立援助ホーム等社会的養護関係施設との連携強化が必須となることから、連携のあり方を検討するとともに、宮崎市要保護児童対策地域協議会の拡充が必要になります。

また、併せて、子育て世帯の負担を軽減し、孤立化しがちな子育てを多面的かつ包括的に支援するため、子育て短期支援事業など、子育て世帯が利用できる支援サービスの拡充を行うとともに、サービス提供事業者との連携を図る必要があります。

(4) 子どもの権利擁護・意見表明等の支援

児童福祉法やこども基本法に定めがあるように、子どもが自身の権利を知ったうえで必要な支援を求めることは、すべての子どもに等しく機会が保障されるべきものです。

その中でも、発達過程にある子どもが、適切でない養育環境にいる場合や、権利が制約される状況にある場合には、特段の配慮が求められます。令和4年の児童福祉法改正では、子ども家庭福祉の分野、特に児童相談所が関わっている子どもについて、意見表明等支援を導入することが定められました。

そのため、本市においても「子どもの声を聴く」「子どもが想いや意見を表明できる」環境の整備が必要になります。

(5) 社会的養育の推進

社会的養護とは、保護者のない児童、保護者に監護させることが不適當であると認められる児童を、公的責任で社会的に養育し、保護するとともに、養育に困難を抱える家庭への支援を行うことです。

平成28年の児童福祉法改正では、子どもが権利の主体であること、実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組などで養育されるよう、家庭養育優先の理念等が規定されました。

この理念に基づき、家庭での養育が困難又は適当でない場合は、里親やファミリーホーム（家庭養護）での養育を優先するとともに、児童養護施設、乳児院等の施設についても、できる限り小規模かつ地域分散化された家庭的な養育環境の形態（家庭的養護）に変えていくなど、社会的養護の基盤づくりが必要となります。

7 各機能で必要な主な部屋

(1) 各機能で必要な部屋

各機能ごとに必要な部屋数及び面積については、基本計画の中で詳細に検討してきますが、主に必要な部屋については次のとおりです。

なお、各機能において、必要な部屋の性質が重複している部分もありますが、その集約・共有についても今後、基本計画の中で検討することとしています。

【児童相談所】※児童相談所運営指針より抜粋

所長室	心理検査室	施設の数量、面積等は基本計画の中で検討
事務室	心理療教室	
相談室	宿直室	
会議室	児童所持品保管室	
待合室	用務員室	
ファイル室	倉庫	
医務室		

【一時保護所】※一時保護施設の設備及び運営に関する基準より抜粋

児童居室	○ユニットを整備するよう努めること。 ○居室の1室の定員は4人以下(4.95㎡/人) ○乳幼児のみの居室の1室の定員は6人以下(3.3㎡/人) ○少年居室の1室の定員は1人となるよう努めること。(8㎡/人) ○複数の児童での利用が可能な居室を設けるよう努めること。 ○入所児童の年齢等に応じ、男子と女子の居室を別にすること。 ○年齢、性別・性的指向及びジェンダー・アイデンティティ等への配慮
学習室	
屋内運動場又は屋外運動場	○一時保護施設の付近にある屋内運動場又は屋外運動場に変わる場所を含む。
相談室	
食堂	○ユニットを整備し、各ユニットにおいて食事を提供する場合を除く。
調理室	
浴室	○男子用と女子用を別にすること。 ○年齢、性別・性的指向及びジェンダー・アイデンティティ等への配慮
便所	○男子用と女子用を別にすること。 ○年齢、性別・性的指向及びジェンダー・アイデンティティ等への配慮
医務室	○児童30人以上の施設
静養室	○児童30人以上の施設

【こども家庭センター】

事務室	施設の数量、面積等は基本計画の中で検討
相談室	
親子の交流スペース など	

【地域子育て支援センター】

事務室	施設の数量、面積等は基本計画の中で検討
プレイルーム	

【ファミリー・サポート・センター】

事務室	施設の数量、面積等は基本計画の中で検討
-----	---------------------

【教育相談センター】

事務室	施設の数量、面積等は基本計画の中で検討
相談室	

(2) 一時保護施設の定員

県中央児童相談所の一時保護の状況について、県の業務概要を参照すると下記の表のとおりです。

県中央児童相談所一時保護の状況

(単位：人、日)

年度 区分		平成28年	平成29年	平成30年	令和元年	令和2年	令和3年	令和4年
所内保護	実人員	99	130	132	133	103	124	108
	延人数	2,006	2,390	2,403	2,440	2,084	2,850	2,392
委託保護	実人員	43	102	133	146	81	198	193
	延人数	926	2,343	3,238	4,327	2,171	5,344	6,071
計	実人員	142	232	265	279	184	322	301
	延人数	2,932	4,733	5,641	6,767	4,255	8,194	8,463
一日平均保護人員（人） （延人員÷365日）	所内保護	5.5	6.5	6.6	6.7	5.7	7.8	6.6
	委託保護	2.5	6.4	8.9	11.9	5.9	14.6	16.6
	合計	8.0	13.0	15.5	18.5	11.7	22.4	23.2
一人平均保護期間（日） （延人員÷実人数）	所内保護	20.3	18.4	18.2	18.3	20.2	23.0	22.1
	委託保護	21.5	23.0	24.3	29.6	26.8	27.0	31.5
	合計	20.6	20.4	21.3	24.3	23.1	25.4	28.1

※「延人数」欄は福祉行政報告例に基づき当該年度中に対処した児童を計上している。

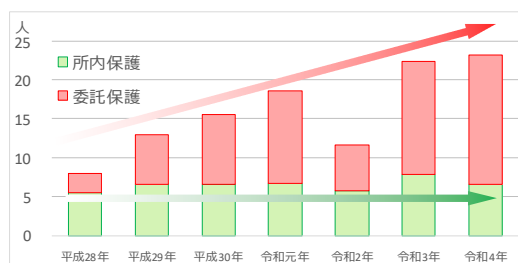
従って、前年度中から引き続き保護する児童を含み、また、次年度にわたり保護する児童を含まないため、実数ではない。

一時保護施設内での所内保護と児童養護施設等への委託保護の一日当たりの平均保護人員の合計は、全国的な感染症拡大などの影響がある年もありますが、右肩上がりに増加の基調となっています。

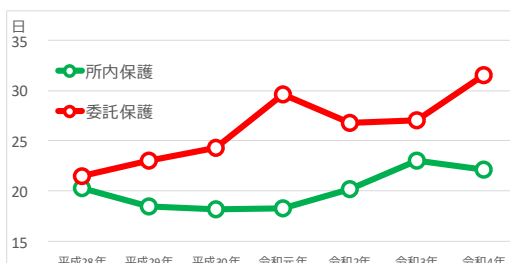
しかし、その内訳である所内保護については、一時保護施設の状況等もあると考えられますが、平成28年以降ほぼ横ばいとなっています。

また、所内保護と委託保護の一人平均の保護期間を比べると令和4年度で所内保護は22.1日、委託保護では31.5日と委託保護が所内保護に比べ142%も長い保護期間を有しています。

○ 一日平均保護人員



○ 一人平均保護期間



宮崎市では、県中央児童相談所の管轄する人口の約7割が宮崎市であることや一時保護の件数が右肩上がりであること。また、子どもたちの緊急保護やアセスメントのための一時保護といった本来の目的をできるだけ迅速かつ適切に実施していくことを想定して定員を検討していきます。

【検討内容】

- ①一日平均保護人員（23.2人）の約7割が宮崎市とすると16人になります。
- ②令和元年度から令和5年度までの5年間における県中央児童相談所の一日当たりの最大所内保護人員は16人。
- ③子ども家庭福祉分野を専門としている和田一郎氏の著書「児童相談所一時保護所の子どもと支援」によると、「非予測性と公共性の高い一時保護所の定員は、現状の2倍以上を見込むことである。もし、1日平均10名が保護される市であれ20名の定員を見込んでおくことに意味がある。」とされています。

令和元年度から令和5年度までにおいて、県中央児童相談所における所内保護の1日平均保護人員の最大は7.8人（8人）であることから、その2倍は16人になります。

※出典 和田一郎「児童相談所一時保護所の子どもと支援」、明石書店、2016

【現時点での想定】

想定定員を16人とし、基本計画の中で検討していきます。

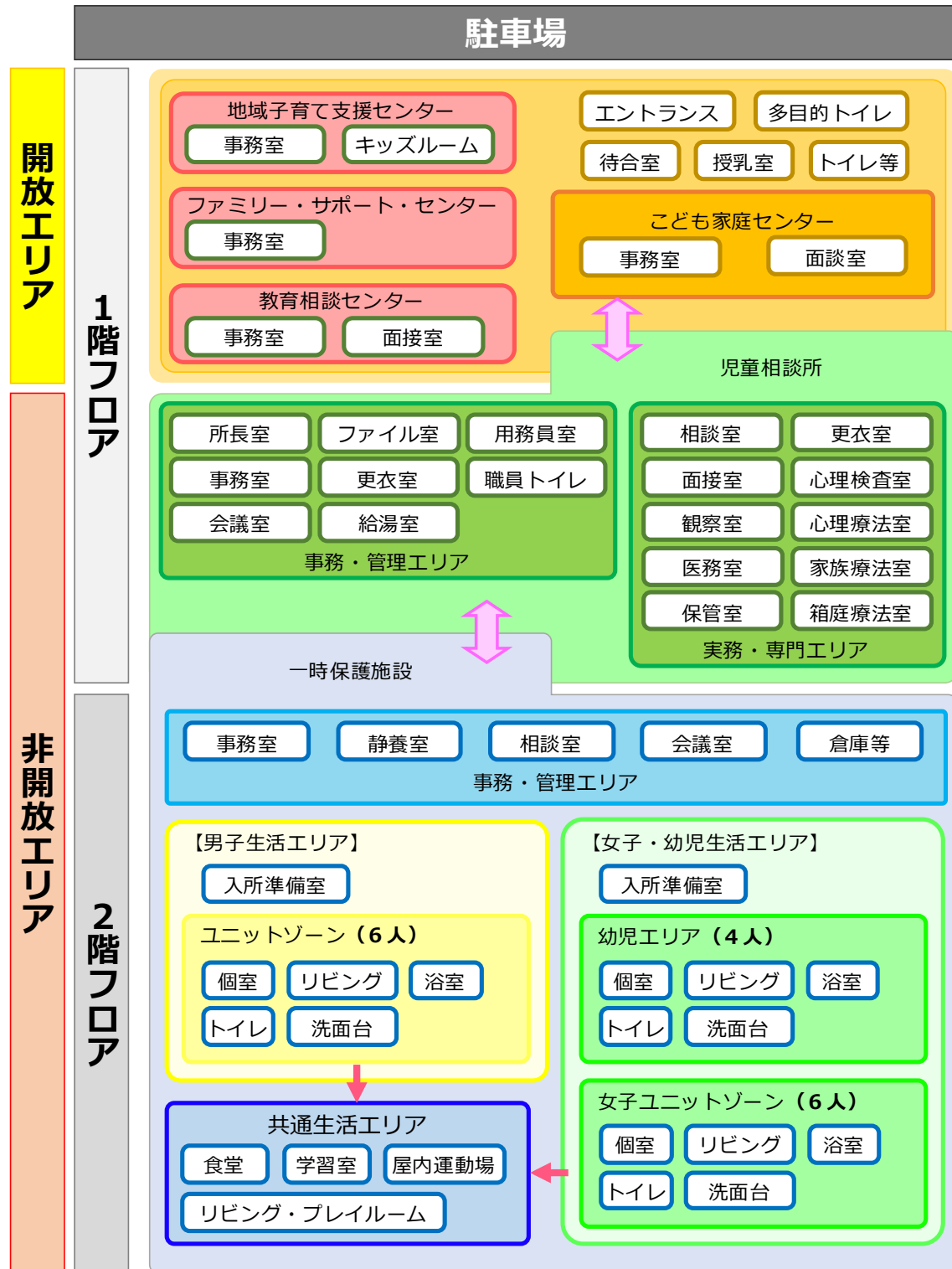
【参考：他中核市の状況（令和4年度）】

（単位：人）

	児童人口 (15歳未満)	児童虐待相談 対応件数	定員数
横須賀市	40,317	962	25
金沢市	55,753	693	12
明石市	42,548	602	25
奈良市	39,722	385	12
宮崎市	54,839	690	16人想定

(3) 施設のイメージ

必要な諸室としてのイメージは以下のとおりです。今後基本計画の中で、効率的な施設となるように部屋数等を精査していきます。



【有識者会議「宮崎市児童相談所のあり方検討委員会」からの主な意見】

- 子どもの安心や安全の確保や子どもが不安な気持ちになった時に寄り添えるようにするため、余裕を持った職員配置が必要。
- 職員が少なくなる夜間の時間帯は、子ども同士で様々なトラブルを起こしやすい。トラブルが起きた際、職員が適切に対応できるよう、複数体制（少なくともうち一人は正職員を配置）で子どもを見守る夜間の体制の整備が必要。
- 宿直体制ではなく、夜勤体制での整備が必要。
- 夜間においても専門性を持った職員、トレーニングを受けた職員の配置が必要。
- 勤務体制は、2交代制ではなく3交代制にして、13時頃から22時過ぎまでの勤務についても検討する必要がある。2交代制だと子どもがまだ起きている時間帯から職員数が減ってしまうため、対応が難しい。
- 居室は、多くて2人ぐらいを想定し、部屋を少し広めに作る形が良い。
- 全てを個室にするより、複数で対応できる部屋が一つはあった方が良い。
- クールダウンをさせるための個室は必要。
- ジェンダーアイデンティティへの対応については、お風呂や居室が一人であることが必要。
- 入所準備室については、警察からの夜間の身柄付き通告を想定すると、一時保護施設の居室とは離れたところが良い。
- 児童相談所とこども家庭センターは同じ建物というだけでなく、同じフロアにしたほうが良い。

8 建設候補地について

(1) 建設候補地の考え方

建設候補地については、次の5つの観点から検討・調査を行いました。

①関係機関との連携

児童福祉法施行令第一条の三第一項に規定されている関係機関との連携の観点から、宮崎県、警察、保健所、家庭裁判所などの関係機関と緊密な連携を図れる場所であること

②交通アクセス

児童福祉法施行令第一条の三第三項に規定されている交通事情の観点から、自家用車を持たない方や運転が困難な方も電車やバスを利用し来所することができ、必要に応じ職員が各所に迅速に駆け付けられる場所であること

③周辺建物

一時保護施設で一時的に生活する子どもへの配慮の観点から、特定の人からの継続的な施設内の見下ろしを考慮し、周辺に高層住宅が少ない場所、又は建ちにくい場所であること

④市民生活

市民の生活への影響を極力小さくする観点から、現在使っている施設等が使えなくなること。

⑤市有地

事業が着実に実施でき、土地購入に大きな負担がかからない観点から、市有地であること。

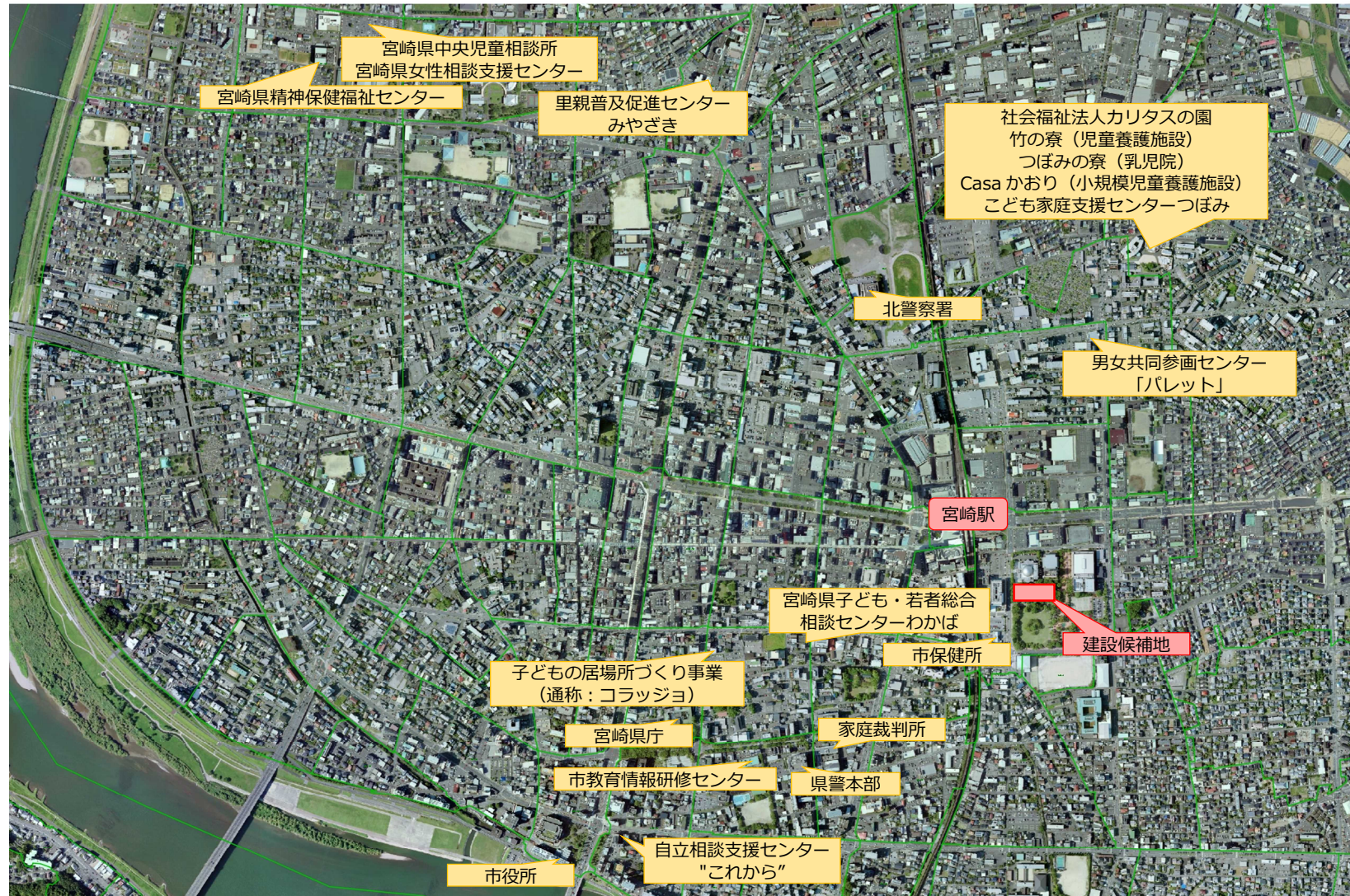
これらのことを、総合的に検討した結果、建設候補地を

宮崎中央公園の科学技術館に隣接する日本庭園部分

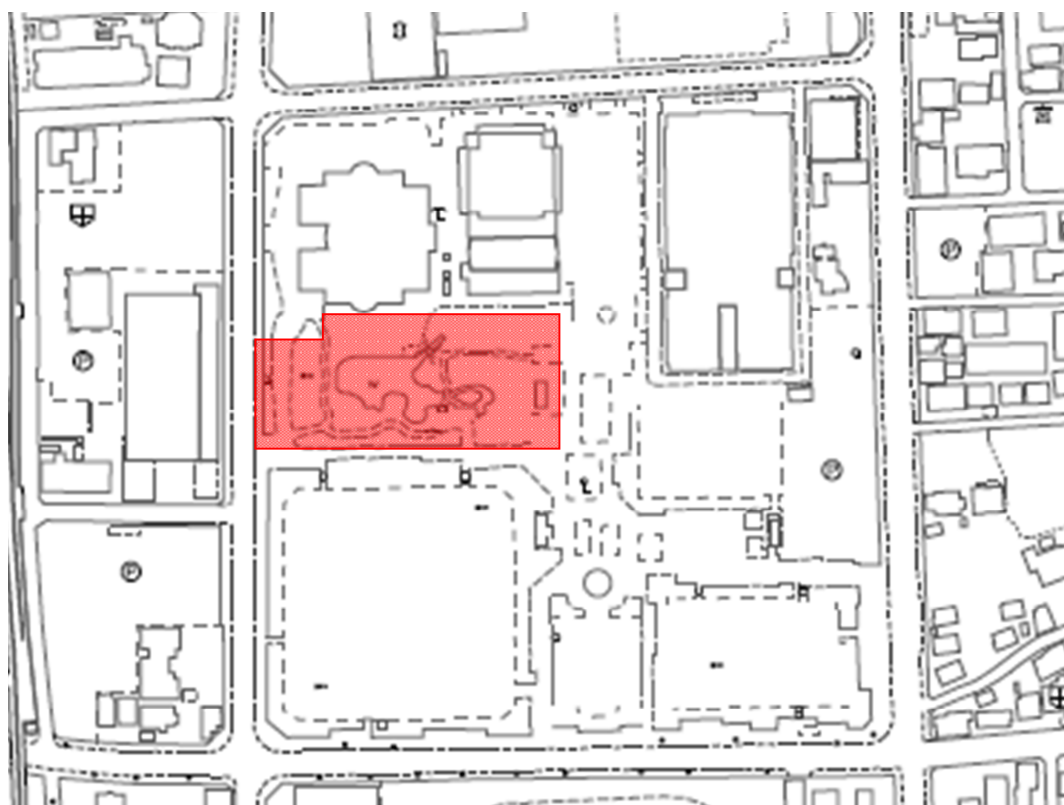
(芝生広場、遊具広場、テニスコート、メインモール、催物広場は含まない)

としました。

(2) 建設候補地の位置



(3) 建設候補地の拡大図



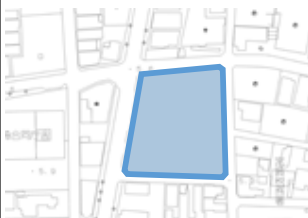
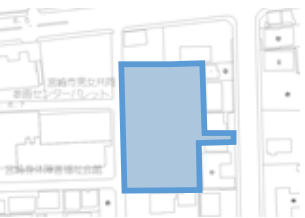
(4) 建設候補地の概要

建設候補地の概要は以下のとおりです。

所在地	宮崎駅東1丁目2-5
敷地面積	25,552 m ² (日本庭園 6,000 m ²)
地域地区	都市計画区域内 市街化区域 第二種住居地域 容積率 200%/建ぺい率 60%
埋蔵文化財	有 (浄土江遺跡)
洪水浸水想定	無
防火地域	指定無し
日影規制	高さ 10m 超の建築物
立地適正化計画	都市機能誘導区域

【参考：検討箇所】

	宮崎中央公園の日本庭園部分	保健所駐車場	栄町街区公園
			
所在地	宮崎駅東 1 丁目 2 - 5	宮崎駅東 1 丁目 6 - 2	別府町 5 - 1 8
敷地面積	公園全体51,000㎡の内 市有地25,552㎡ (日本庭園6,000㎡)	3,176㎡	7,263㎡ (全面)
地域地区	第二種住居地域 容積率200%/建ぺい率60%	第二種住居地域 容積率200%/建ぺい率60%	近隣商業地域 容積率300%/建ぺい率80%
交通アクセス	●鉄道有 ●バス有(平日) 1 0 3 系統：5 1 8 便	●鉄道有 ●バス有(平日) 1 0 3 系統：5 1 8 便	●鉄道有 ●バス有(平日) 1 0 3 系統：5 1 8 便
土地の状況	公園 (一部)	駐車場	公園 (全部)
埋蔵文化財	有 (浄土江遺跡)	有 (浄土江遺跡) 滅失範囲	有 (宮田町遺跡)
洪水浸水想定	無	0.5m~3m未満	0.5m~3m未満
防火地域	指定無し	指定無し	準防火地域 (耐火建築物にする必要有)
日影規制	高さ 10m 超の建築物	高さ 10m 超の建築物	—
立地適正化計画	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域

	別府街区公園	男女共同参画センター パレット	北消防署跡地
			
所在地	広島 1 丁目 2 - 1	宮崎駅東 3 丁目 6 番 7 号	和知川原 1 丁目 6 4 - 2
敷地面積	3,984㎡ (全面)	4,290㎡	3,892㎡ (道路で分断)
地域地区	商業地域 容積率400%/建ぺい率80%	近隣商業地域 容積率300%/建ぺい率80%	第二種住居地域 +第二種中高層住居専用地域 容積率200%/建ぺい率60%
交通アクセス	●鉄道有 ●バス有(平日) 2 1 7 系統：9 1 3 便	●鉄道有 ●バス有(平日) 1 0 3 系統：5 1 8 便	●バス有(平日) ●1 3 系統：6 0 便
土地の状況	公園 (全部)	既存建物有、土地の一部貸付	既存建物有
埋蔵文化財	無	無	無
洪水浸水想定	0.5m~3m未満	0.5m未満	0.5m~3m未満
防火地域	指定無し	指定無し	指定無し
日影規制	—	—	高さ 10m 超の建築物
立地適正化計画	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域	都市機能誘導区域

9 想定建設工事費について

(仮称) みやざきこどもセンターの概算工事費は、今後、基本計画において具体的に検討します。現時点において、他の児童相談所設置市の状況や、既存の市有施設の面積、建設単価等を参考として計算した想定建設工事費は、次のとおりとなります。

【想定施設面積（令和 6 年 6 月現在）】

機能	延床面積	駐車場（25 m ² /台）
こども家庭センター	約 300 m ²	60 台（1,500 m ² ）
児童相談所	約 3,000 m ² ～約 4,000 m ²	
一時保護施設	※他市の事例等を参考、 基本計画で詳細を詰めます。	
地域子育て支援センター	約 110 m ²	20 台（ 500 m ² ）
ファミリー・サポート・センター	約 50 m ²	5 台（ 125 m ² ）
教育相談センター	約 125 m ²	5 台（ 125 m ² ）
約 3,600 m ² ～約 4,600 m ² （建築面積約 1,800 m ² ～2,300 m ² ）		90 台（2,250 m ² ）

【想定建設工事費（令和 6 年 6 月現在）】※上記最大延床面積約 4,600 m²の場合

4,600 m²×644 千円/m²（m²単価）≒**29.6 億円**

※m²単価は、他の市有施設の建築単価等に物価上昇等を勘案して算出。

※想定建設工事費には整地費用、設計、調査、備品等は含まない。

【特定財源】

児童相談所	市債（交付税措置有）＋一般財源
一時保護施設	国庫補助金＋市債（交付税措置有）＋一般財源
附帯機能	2 パターンが想定される ①国庫補助金＋市債（交付税措置有）＋一般財源 ②市債（交付税措置有）＋一般財源

第5章 開設に向けた業務

1 今後のスケジュール

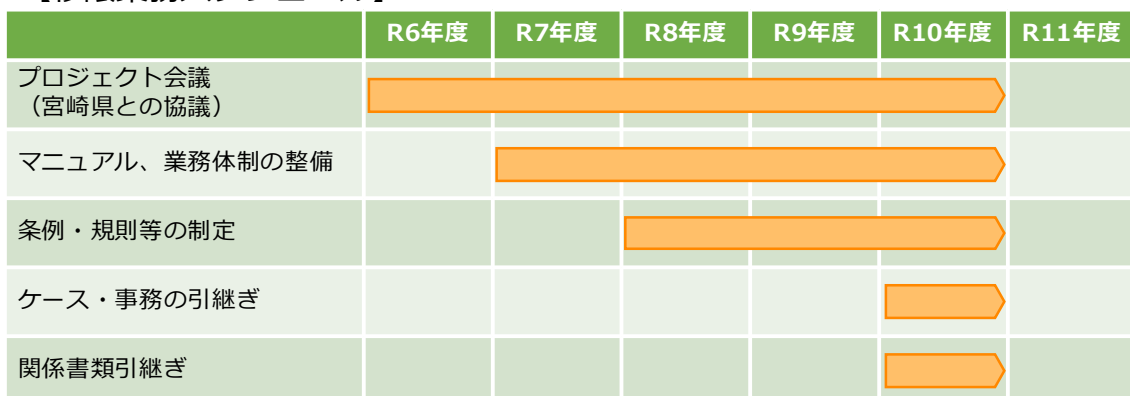
(仮称) みやざきこどもセンターは、令和11年度当初までの開設を目指します。開設に向けたスケジュールは下記のとおり予定しています。令和6年度は、具体的な施設整備についての基本計画の策定、移譲に向けての県との会議を行っていきます。

【施設整備スケジュール】



※令和6年6月現在

【移譲業務スケジュール】



※令和6年6月現在

2 移譲される業務

市が児童相談所を設置することで、児童相談所業務以外に以下の事務が宮崎県から移譲されますので、遺漏が無いよう進めていきます。

児童福祉法第 59 条の 4 第 1 項

この法律中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、指定都市及び中核市並びに児童相談所を設置する市として政令で定める市（以下「児童相談所設置市」という。）においては、政令で定めるところにより、指定都市若しくは中核市又は児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合においては、この法律中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

※児童福祉法を「法」と表記。

No.	事務名	該当法令	事務の概要
1	里親に関する事務	法 6 条の 4、11 条、30 条の 2、34 条の 19	里親の認定、登録 等
2	障害児入所給付に関する事務	法 24 条の 2、24 条の 3、24 条の 4、24 条の 6、24 条の 7	障害児入所給付費の支給、支給決定 等
3	指定障害児入所施設に関する事務	法 24 条の 9、24 条の 15、24 条の 16、24 条の 17、24 条の 18、24 条の 19	指定障害児入所施設の指定 等
4	障害児入所医療費に関する事務	法 24 条 20	障害児入所医療費の支給
5	児童自立生活援助事業に関する事務	法 33 条の 6、34 条の 4、34 条の 5、34 条の 6	児童自立生活援助事業の実施 等
6	児童福祉施設に関する事務	法 35 条、46 条、56 条の 2、58 条	乳児院・児童養護施設等の認可 等
7	小規模住居型児童養育事業に関する事務	法 34 条の 4、34 条の 5、34 条の 6	小規模住居型児童養育事業の届出の受理 等
8	障害福祉サービス等情報公開に関する事務	法 33 条の 18、障害者総合支援法 76 条の 3	情報公表対象支援情報の公表
9	無許可、無届施設への立入調査に関する事務	法 59 条	無許可、無届施設への運営への改善勧告 等
10	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに関する事務	民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律 7 条、16 条、32 条、38 条、39 条	民間あっせん事業の許可・許可の取り消し
11	特別児童扶養手当に係る判定事務	特別児童扶養手当についての通知、児童相談所運営指針第 6 章第 7 節	特別児童扶養手当に係る判定、診断書の作成 等
12	療育手帳に係る判定事務	療育手帳制度についての通知、児童相談所運営指針第 6 章第 7 節	療育手帳に係る判定、交付 等

第6章 市民の皆さまから寄せられたご意見

宮崎市では、建設候補地の発表後、候補地近隣の地域協議会での説明、市民説明会の開催（5/23、25、29の計3回）、市ホームページでのご意見募集を行ってきました。

寄せられたご意見とその回答については、下記のとおりです。

（1）機能面について

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	子どもの発達について、宮崎市では未就学児の相談先はあるが、就学児の相談先がありません。	児童相談所の設置にあたっては、市において、新たに療育手帳の判定等を行うことになるため、障がい相談に対応できる体制の整備に努めます。
2	身近に子育ての支援者がいない方のフォローができると良い。どんなことでも受け入れてもらえる場所があるのは良いことだと思う。	（仮称）みやざきこどもセンターは、妊娠期からの切れ目ない支援を通して、妊娠・子育ての不安に対応し、子育て中の家庭を孤立化させない取り組みを進めるとともに、子どもや家族から「頼りたい」と思えるような身近な総合支援拠点を目指したいと考えています。
3	子育て中は心配なことが多いので、いつでも相談できる機関があるのはとても良いことだと思う。	No.2と同じ
4	誰でも気軽に立ち寄れる場所になると相談に行きやすいと思う。色々な場所をたらい回しにすることなく、1か所で完結するような場所にしてほしい。	No.2と同じ
5	交通の便が良く、立地は最適だと思う。相談に行くことを考えると、立地は最優先で考慮しなければいけないと思う。	No.2と同じ

No.	ご意見の概要	本市の考え方
6	もっと早くこういう施設をつくって欲しかった。 困ったことや聞きたいことあってもどこに行けばいいのかわからない。 何かあったら行こうと思える場所ができるのは嬉しい。周知もしっかりしてほしい。	No.2と同じ 現在、宮崎市子ども家庭支援課（こども家庭センター☎21-1766）が、妊産婦、子育て世帯、子どもの様々な困りごとの相談に対応しています。相談内容に応じて必要な関係機関と連携を図ることもできますので、何かお困りごとがありましたら、いつでもご相談ください。
7	とても良い機関だと思う。問題にぶつかったとき、どこに相談していいのかわからないのか、気楽に誰に相談できるのかを誰かに聞きたいが、それさえ誰に聞けばいいのかわからない場合があると思う。 悩んでる保護者は沢山いると思うが、声をあげられず、ただ耐えている保護者にとって、こういう所があると、とても助けになると思う。	No.2と同じ
8	子どもの権利や女性支援新法等を考えると、男女共同参画の意識を大人も子どもも学ぶ機会や研修を市の方針としてもっと進められないか。そもそも児相を利用しなくてもよい子どもたちの環境や仕組みを作っていく、本当の意味でワンストップでみやざきこどもセンターが機能するという未来に期待したい。	（仮称）みやざきこどもセンターでは、子どもが権利の主体であることを踏まえ、子どもの権利擁護の取り組みを進めます。また、時間を要すると思いますが、センターをハブとしながら、社会で子どもを育てていく意識の醸成に努めます。
9	アクセスがよく立地には賛成。子どもの視点を大事にして欲しい。にぎやかな公園内に一時保護施設を設置することで、一時保護された子どもの心のケア等に影響がないように十分配慮してほしい。	一時保護施設については、子どもの権利擁護やプライバシー保護の観点から施設のあり方を検討します。なお、一時保護された子どもたちの多くが、家庭に戻ることを考えると、地域社会と切り離すことなく、より身近な公園という地域の中で生活する環境も重要だと考えています。
10	児童虐待について、被害にあった子どもを助けることも大事だが、その保護者の指導が重要になるのではないかな。	保護者への対応につきましては、虐待の再発防止や困りごとへの対応など、専門職員が様々なアプローチを通して継続的に関わります。
11	教育相談センターの職員は、児童相談所の職員になるのか。それとも教育委員会の出先機関になるのか。	教育委員会の機関になります。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
12	療育手帳の発行は市が行うのか。	児童相談所の設置後は、18歳未満の療育手帳の判定・発行は市が行うこととなります。
13	これまで県中央児童相談所が対応していた宮崎市に住所がある子どもについては、すべて宮崎市で対応することになるのか。	児童相談所設置後、宮崎市に住所がある子どもは、すべて宮崎市が対応することとなります。
14	パレットに入っている地域子育て支援センターやファミリー・サポート・センターは、移転することになるのか。	移転する計画です。より利用しやすい施設を目指します。
15	一時保護施設の定員は何人か。	現段階で12人～18人を想定しています。 ※基本構想（素案）の中では、想定定員を16名としています。
16	保護者への対応について教えてほしい。	No.10と同じ
17	里親の研修を県と市が両方で開催するなどして、里親を増やしてほしいと考えている。里親について考えを聞きたい。	里親に関しては、里親普及促進センターや児童養護施設等とも意見交換しており、里親に関する取り組みは、とても重要だと考えています。
18	子育て短期支援事業（ショートステイ）の拡充や母子利用について考えを聞きたい。	子育て短期支援事業（ショートステイ）については、現在、里親ショートステイについて検討を始めたところです。

(2) 建設候補地について

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	（仮称）みやざきこどもセンターの建設に反対ではないが、なぜ日本庭園を潰して建設しなければいけないのか。	四季折々の草木や池等があり公園内の修景施設であることは十分承知していますが、関係機関との連携や利便性、ほかの検討箇所との諸条件の差など、様々に検討した結果、候補地を選定しました。 遊具広場など公園機能の多くを残しつつ、周辺との調和を意識しながら、公園の魅力を高められるように検討します。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
2	(仮称) みやざきこどもセンターの必要性は理解できるが、公園の緑をなくすことには反対。保健所の駐車場に設置してはどうか。	No.1と同じ 保健所の駐車場においては、複層階の立体駐車場を設置し、さらにその上にセンターを建設することになること、幼児健診等で使用している保健所駐車場の代替が必要となることなどの影響を考慮して検討しました。
3	中央公園の日本庭園は和の趣が感じられるところなので、潰すのは悲しい。保健所の駐車場に設置してはどうか。	No.2と同じ
4	場所について、保健所近隣という環境は良いと思うが、財政面を考慮し、市役所敷地内や保健所増改築等でも良いのではないかな。	関係機関との連携や利便性、ほかの検討箇所との諸条件の差など、様々な検討した結果、候補地を選定しました。
5	公園の面積、地区内の面積(東部土地区画整理事業の面積)、公園内の国有地の面積を知りたい。	東部土地区画整理事業の面積は428,256㎡、公園面積は51,100㎡、そのうち国有地の面積は25,547㎡です。
6	児童相談所とこども家庭センターが同一施設内だと子育て世帯が気軽に相談に来れないのではないかな。	子育て支援センターなど、様々な機能を一つの場所に集約することで、相談しやすい施設を目指しています。引き続き、子育て家庭が相談しやすい環境づくりに向けて検討していきます。
7	日本庭園は日本文化の象徴であり、市街地にあれだけ立派なものは、後世もうできないはずなので、設置場所を変更してほしい。	No.1と同じ
8	公園に設置することは反対。奈良市も公園内に施設を設置しているが、設置後のメリットデメリットについて知りたい。	奈良市子どもセンターには子どもの遊び場もあるので、低年齢の子どもの公園利用が増えているとお聞きました。

(3) 人材について

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	高い専門性が求められるので、職員の教育や研修が必要だと思う。	専門職員の人材確保・育成は重要な課題と考えており、職員の採用と派遣研修等を進めていきます。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
2	切れ目ない支援を支えていくのは職員なので、職員の体制（職員自身のケアを含む）を充実しないと、充実した支援を継続していけないのではないか。	専門職員の人材確保・育成は重要な課題と考えており、職員の採用と派遣研修等を進めていきます。また、職員のメンタルケアについても、併せて体制を整備していきます。
3	「専門性のある職員」は、具体的にどのような資格が必要なのか。	児童福祉司（社会福祉士、精神保健福祉士等）や児童心理司（公認心理師、臨床心理士等）などの専門職員が必要になります。
4	職員の人数は何人になるのか。また新規採用を検討しているのか。	職員数については、現在精査している段階です。なお、専門職員の人材確保・育成は重要な課題ですので、職員の採用を進めていきます。 ※基本構想（素案）では、想定 of 職員人数を示しています。
5	職員の人事異動について考えを聞きたい。	特に専門性が求められる職種については、通常の異動スパンと異なり、一定期間継続した配置も必要になると想定しています。一方で、職員のモチベーションの向上やジョブローテーションの観点から、福祉や保健などの他部署に異動することで、職員自身だけでなく、市全体の福祉・保健行政の向上につながるものと期待されます。

(4) 連携について

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	市と県中央児童相談所がうまく連携を取る方法はなかったのか。	児童虐待への相談対応等については、県中央児童相談所と役割分担をしながら連携しており、児童相談所設置後も引き続き連携していきます。 一方で、児童虐待の未然防止、再発防止のためには、本市が従来から取り組んできた母子保健分野における支援業務や、児童福祉分野の連携機能など、基礎自治体としての機能を十分に発揮する必要があります。一元化することで切れ目のない支援に努めます。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
2	関係機関との連携について、他都市では警察が児童相談所等と同一施設内に入っているところがある。宮崎市ではどのように考えているのか。	自治体の規模等により、警察の一部が同一施設内にある例や警察OBを配置している例など様々です。十分に連携を図りながら、他都市を参考に検討していきます。
3	NPO法人等との連携について知りたい。	今後、NPO法人等との連携も重要になると考えています。今後、ソフト面についても十分検討していきます。
4	(仮称) みやざきこどもセンターに設置する地域子育て支援センターだけでなく、すべての地域子育て支援センターと連携してほしい。また、地域子育て支援センターの職員が困ったときに相談できる場所になってほしい。	連携のあり方については、今後検討していきます。
5	地域センターなどと連携していく考えはあるのか。	現在、様々な関係機関と連携を図りながら、支援の網の目を細かくしているところです。引き続き連携のあり方について検討していきます。
6	教育相談センター以外に学校との連携はどう考えているのか。	同一施設内の教育相談センターだけでなく、教育委員会や学校とも連携を図りながら子どもとその家庭のサポートをしていきます。
7	一時保護施設は子どもだけの預かりだと思うが、母子でDV避難したい場合など、他機関との連携はどうなるのか。	県女性相談支援センター等との連携が非常に重要になると考えています。(仮称) みやざきこどもセンターは様々な相談の窓口になるため、必要な支援機関につなぐ役割も担っていきたいと考えています。

(5) その他

No.	ご意見の概要	本市の考え方
1	子ども医療費助成について、高校生まで拡大してほしい。	いただいたご意見は、当該担当の部署へ共有いたします。
2	育児休業中でも児童クラブを利用できるようにしてほしい。	いただいたご意見は、当該担当の部署へ共有いたします。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
3	育児休業中でも児童クラブを利用できるようにしてほしい。育児休業中は、上の子どもに我慢してもらう時間が多くなってしまう。育児休業中も児童クラブが利用できれば、同年代の友達と遊ぶ時間が増え、我慢する時間も減り、楽しく過ごせると思う。また親の負担も軽減する。	No.2と同じ
4	(仮称) みやざきこどもセンターには、ひとり親家庭の支援やDV被害者への支援は入っていないのか。より良い施設にするために、コンシェルジュの配置やシステム構築、人材確保に力を入れて欲しい。	ひとり親家庭の支援やDV被害者への支援は、子どもを取り巻く環境に繋がることがありますので、漏れの無いような体制構築が必要と認識しています。一方で、新たな施設整備の規模を考慮すると、既にある施設や機能はしっかりと活用することも重要となりますので、(仮称) みやざきこどもセンター内に機能集約する計画はありませんが、相談される方に負担とならないような連携強化を進めていきます。また、システム構築や人材確保につきましては、重要な課題と考えており、引き続き検討します。
5	「子ども」の定義は17歳までという考えでいいのか。	児童福祉法では18歳未満になりますが、国においては、児童自立生活援助事業の対象者等の年齢要件等を弾力化する動きもあります。
6	虐待予防や孤立を防ぐために、自分の子どもを持つ前の学生の頃から幼い子どもと接する機会を作ってもらいたい。	学生の頃からの子どもとのふれあいは大切な機会だと思いますので、庁内の関係部署が持つ機能とも連携しながら取り組んでいきます。
7	駐車場について知りたい。	駐車場につきましては、(仮称) みやざきこどもセンター利用者用の駐車場を建設候補地内に90台設置する予定です。
8	駐車場について知りたい。 保健所の駐車場を共用するのか、建設候補地内に設けるのか。	No.7と同じ
9	児童相談所の夜間・休日・緊急時等の体制について考えを聞きたい。	一時保護施設については、24時間365日職員が常駐することになりますが、具体的な夜間・休日・緊急時等の体制については、現時点ではまだ決まっていません。今後検討していきます。

No.	ご意見の概要	本市の考え方
10	生活困窮者の支援についても、（仮称）みやざきこどもセンターで対応してもらえるのか。	生活困窮者への支援につきましては、包括的かつワンストップにサポートしていく方法等について庁内で議論されているところであり、子育て世帯への支援について一緒に検討していきます。
11	（仮称）みやざきこどもセンターには子どもの居場所を設置するのか。	中高生を含めた子どもたちの居場所づくりについては、別途、取り組みを進めておりますので、現時点で、（仮称）みやざきこどもセンター内に設置する計画はありません。
12	地域子育て支援センターの業務に一時預かり事業があるが、「こども誰でも通園制度」はどうなるのか。	こども誰でも通園制度は国の給付事業になりますので、地域子育て支援センターが実施する一時預かり事業とは別事業になります。
13	「子ども」の定義は18歳未満になるのか、それとも18歳以下になるのか。	No.5と同じ
14	（仮称）みやざきこどもセンターの開設時間帯について知りたい。	一時保護施設には、24時間365日職員が常駐しています。それ以外の機能につきましては、今のところ市役所の開庁時間と同様の時間を想定しています。なお、地域子育て支援センターは土日開設を考えています。
15	子どもが意見表明できるようにするための教育のあり方についてどう考えているのか。	子どもの意見を聴くことについては、話を聴く職員側のスキルの向上を図っていく必要があると考えています。なお、子ども側への教育については、非常に重要なことだと考えていますので、教育委員会と連携を図りながら対応を検討していきます。
16	（仮称）みやざきこどもセンターは、生活困窮や自立支援など子どもの就労まで対応するのか。	相談の窓口として話を聴いたうえで、必要な支援機関につないでいくことになると思います。
17	（仮称）みやざきこどもセンターに、無料で学習ができたり、雑談の中で相談ができるような子どものための居場所を作ってはどうか。	No.11と同じ （仮称）みやざきこどもセンターは子ども自身が相談できる場でありたいと考えており、子どもにとって相談しやすく、心地いい場所になれるように検討していきます。